

【お知らせ】

法人名称および組織名称の変更について

(社) 日本技術士会北海道支部
支部長 齊藤 有司

北海道支部の第 46 回定期総会（4 月 28 日開催）の挨拶で公益社団法人へ移行したことについて触れましたが、その後の主な対応等について要点を整理しましたので、この紙面をお借りして会員・会友の皆様にお知らせします。

また、今回に限らず、今後の動向等につきましては、様々な機会を通じて会員・会友の皆様にご報告してまいりますので、ご協力をよろしくお願い致します。

1. 法人名称の変更について

平成 23 年 4 月 11 日付けで「社団法人日本技術士会」から「公益社団法人日本技術士会」に法人名称が変更されました。

また、法人名の「公益法人」部分につきましては、極力略さないで表示することになっています（公益社団法人の認定等に関する法律第 9 条第 3 項）。

字数や表示スペース等の関係で特別の事情がある場合に限り（公社）と略することができます。

2. 組織名称の変更について

平成 23 年 3 月理事会において下記の通りの名称変更が認められました。

- ・ 現行名称：北海道支部 → 新名称：北海道本部
 東北支部 → 東北本部
 …………… → ……………
 九州支部 → 九州本部

・ 実施日：平成 23 年 7 月 15 日

そして、現行本部は、「統括本部」と呼称することになります。

新たに設置される府県等単位での地域組織を府支部、県支部などと呼称することになります。

3. 北海道支部の名称変更について

前記 1, 2 から、平成 23 年 7 月 15 日より、北海道支部の名称は、「公益社団法人日本技術士会北海道本部」と変わります。

また、他の支部と違って北海道内には県単位がないことから、新たに県支部の設置はありません。その代わり、北海道支部には各ブロック単位の地方技術士会（道央、道南、道東、道北、オホーツク）がありますので、例えば、北海道本部道南ブロック支部、あるいは北海道本部道南支部と呼称することが考えられます。

ただ、府県支部等における地域組織としての成立・運営基準の目安となる基本要綱等に

つきましては、現行本部理事会で継続検討中であります。

北海道支部としては、支部成立要件等の現行本部における検討状況を踏まえながら支部総務委員会にて検討を進め、支部役員会を通じてブロック単位での支部のあり方を決めていきたいと考えております。

従いまして、7月15日より「公益社団法人日本技術士会北海道本部」と名称は変更致しますが、各地方技術士会の組織および名称の変更に関する事項についてはもう少し先になりますのでご理解下さい。

4. 印刷物等の名称変更について

経費削減・環境保護の観点から、封筒、名刺、パンフレット類などの印刷物については、在庫がある限りは現在のものを使用していきますので、予めご理解下さい。

ホームページや事務所表示板等における名称変更については、7月15日からの変更を予定しております。

以上